

Q1 古民家を改装してカフェを開業したい。下水道の手続きは必要ですか。

A：業務用へ使用形態が変更になることから、グリストラップが必要になる可能性があります。下水道施設課（水質担当）に相談していただくようにお願いします。

Q2 下水道法第16条に基づく工事と宅内オーダー工事の取り扱いについて

A：宅内工事については、公共ますの直近までの施工は可能です。

16条工事の検査合格後に宅内の完了検査の受検をお願いします。

Q3 認可区域外で、排水を下水道に流したい場合の手続きを教えてください。

A：区域の変更になるため、下水道整備課の計画・雨水渠整備Gと協議してください。

Q4 エコジョーズ等のドレン排水、受水槽のオーバーフローについて

A：これらドレン排水等については、排出量が微量であること及び水質を一定に保つ機能を有し、その性能が担保されることが確認されていることから「雨水と同様の取り扱い」とし、雨水排水とすることも可能です。

Q5 トイレの床排水、手洗いをトイレ排出系につなぐことについて

A：トイレ室内の排水（手洗い、床排水）は、トイレ系の1系統での施工が可能です。器具トラップなどは適切にお願いします。

Q6 オーダー申請に当たり、公共汚水ますが1号汚水ます（内径350）であったが、現地

を塩ビます（内径200）に交換したい。何か手続きは必要ですか？

A：簡易的な、下水道法第16条工事申請承認を提出してください。

参考： [Q11](#) も参考にしてください。

Q7 オーダー申請に当たり、公共汚水ますが下水道台帳では1号汚水ます（内径350）で

あったが、現地は塩ビます（内径200）であった。何か手続きは必要ですか？

A：検査時に、取付管接続調書の提出をお願いします。

Q8 維持管理に関する確認書について

A:床下排水については、

- ① 3か所以上の接続の場合（風呂が最上流部を除く）
- ② 床下延長がおおむね5mを超える場合

③ その他、やむを得ずイレギュラーな対応となる場合（協議が必要）
は、維持管理の確認書を提出してください。

Q 9 隣地との離隔が400しかありません。分離ますについては、指針P54では内径300

以上ですが、やむなく内径250での施工は可能ですか？

A: やむを得ないと考えます。注意して施工してください。

Q 1 0 排水設備計画確認申請書の工事種別（新設・増設・改築）の考え方について

A: 新設 ・浄化槽廃止、汲み取り廃止の場合
・水栓番号（新）で下水道を使用する場合
・水道が撤去され、増径で新たに引き込まれる場合
なお、水道のオーダーの出し方による。（水道の水栓番号が新たになる場合）
改築 水栓番号が引き継がれる場合
（今まで下水道を使用していた番号）を引き継ぐ場合。
増設 基本ありません。

Q 1 1 道路拡幅等のセットバック（取付管延長、ます交換）の場合の必要な申請について

A: 取付管の1m以内の延長なら、マスだけの簡易な16条申請とし、1mを超える場合は普通の16条とします。

（例）

2項道路のセットバックの場合

2.0mの道路とすると

4.0m道路のするには、1mのセットバックが必要です。

このため、狹隘道路事業、自主後退の場合は、マスだけの簡易な16条

このように1m以内の延長は、マスだけ簡易16条となります。

なお、道路改良事業等で、1.0m以上の拡幅の場合は普通の16条です。

Q 1 2 単身者マンション20戸の取付管径について

A: 計画人数30人を基準としており、30人以上200mm、29人以下150mm
です。なお、ファミリー3人/戸、単身者用1.5人/戸で計算します。
今回20戸なので、 $1.5 \times 20 \text{戸} = 30 \text{人}$ であり、200mmの取付管が必要です。
また、単身用で19戸以下の場合は30人未満となり150mmの取付管となります。

Q 1 3 16条申請の法人資格証明書等とは

A: 履歴事項証明書、現在事項証明書、代表者事項証明書のどれでも可能です。

Q 1 4 洗車機の排水について

A:①屋根を付けて雨水が流入しない構造とする。

②作業状況により、バルブ操作により雨水・汚水を使い分けする。

など、協議をお願いします。